○東北地方整備局告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	四十五号	釜石市鵜住居町第二八地割一番一五から同市鵜住居町第一四地割五番一七まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所
〃	〃	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目三一番七から同町吉里吉里三丁目二一〇番五まで	〃
〃	〃	岩手県九戸郡洋野町有家第四地割字滝川原一二番二から同町小子内第七地割字長坂五四番二八まで	〃
〃	〃	岩手県九戸郡洋野町種市第三九地割字角川目八番一六八から同町種市第三九地割字角川目八番五八まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年八月二十七日

○関東地方整備局告示第二百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市堀之内一丁目三一五六番一地先から同市堀之内四丁目三一四三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月十九日

○関東地方整備局告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百九十八号	市川市堀之内一丁目三一五六番一地先から同市堀之内四丁目三一四三番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年八月二十日

○北海道開発局告示第二百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
網走市字三眺一三番一一地先内	前	二六・〇九～三四・六八	〇・〇二五
	後	二六・四九～三四・六八	〇・〇二五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道網走郡美幌町字古梅五四二番二から同町字古梅五四七番一まで	前	三一・〇九～五九・一一	〇・八〇四
	後	二六・四〇～九五・九〇	〇・八〇四

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	札幌市中央区北一条東一丁目二番三から同市中央区北一条東一丁目七番三まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市中央区北一条東二丁目四番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十八年八月十九日